

学位論文内容の要旨

論文提出者氏名	呉 文歌尔 WU WENGEER
(論文題目) 中国における人口政策を再考する	
(内容の要旨) <p>本稿は、中国における人口政策を再考するとともに、国際比較の観点から少子化対策への政策提案を行うことを目的とする。多くの先行研究では、中国の「計画出産政策」について、「一人っ子政策」を中心に議論されてきた。しかし、「計画出産政策」の範囲はもっと広く、「一人っ子政策」だけではない。中国の時期的に、地域的に複雑な「計画出産政策」を確認して、政策の変遷やその運用も含めて「計画出産政策」全体を検討する必要がある。また、先行研究では、出生率を左右するのが政策介入なのか経済成長なのかについて、一定の結論が出されている。しかし、分析方法としては、多くが記述統計学にとどまっており、観測データの特徴を捉えたに過ぎない。そこで、本稿では、公表データを用いて統計的な因果推論を行うことで、計画出産政策の政策効果を明らかにした。また、欧米諸国、日本、中国における少子化に伴う課題やその対策の比較を試みた。日本が既に経験した問題はいずれ中国でも起こりうるだろうと考えられる。日中比較研究を通して、中国における少子化諸問題の解決への示唆を得る点で、学術的意義がある。政策比較した上で、より相応しい政策を提案することは、出生数が数年連続で減少傾向にあった中国への一つの「処方箋」となる点で、実践的意義があると思われる。</p> <p>本稿の各章の概要は次の通りである。</p> <p>第一章では、中国における人口政策の変遷を概観した。人口政策は長期的に影響するものなので、「一人っ子政策」だけでなく、その他の政策の変遷や運用も含めて人口政策全体を見るべきである。この章では、中国における「計画出産政策」には、「一人っ子政策」と概括できない政策が地域や時期によって適用されており、そうした差異を踏まえた人口動態の分析とそれに沿った政策評価が必要であると提示した。</p> <p>第二章では、出生と人口政策の関係を計量分析の手法で検証した。2013年以降の「一人っ子政策」の変遷は出生率が変化した要因になっているか検証するため、統制変数である地域ダミー変数を投入するかどうかによって、二つのモデルを使いパネル分析である固定効果モデルの推計を試みた。その結果、地域の違いによってもたらされた影響を</p>	

考えない場合、「一方が一人っ子である夫婦は二人目の子供を持つことができる」という政策の実施は、出生数を高める可能性が示唆されているが、「全ての夫婦に第二子の出産が認められる」という政策については、出生数に影響をあまり与えていないということがわかった。一方、地域の違いによってもたらされた影響を考える場合、上記の両政策は、出生数に影響をあまり与えていない可能性が示唆されている。そのほかに、地域の違いによってもたらされた影響はかなり顕著であった。農村部の人口が多く、政策が柔軟に執行された地域は、人口増加が高い可能性がある。分析の結果から、「一人っ子政策」は時代によって変遷されたものの、その効果は限定的であることがわかった。

第三章では、OECD 諸国と比較して、日本における少子化対策を検討した。日本の少子化対策を課題として以下の4点が明らかになった。第1は施策実施のタイミングが大幅に遅れていたことである。第2は、時間外労働の限度基準を削減する必要があるという点である。第3に、弾力的労働時間制度は、短時間労働を支持している法制度と並行する必要がある。第4に、育児休業制度と給付のみでは不十分で、家族政策支出の拡大、支援策の充実が急がれる点を指摘した。

第四章では、社会学的な視点に立って、少子化の要因について検討した。そして、日中両国の子育て支援策の取組みを確認して、比較したうえで、日本における対策の課題および中国への示唆を述べた。日本では、少子化の大きな要因は未婚化である。しかし、従来の少子化対策では、未婚の若者を対象とする施策は少なかった。また、若者の経済的な不安定さがあることは、未婚化の背景の一つになっている。非正規雇用の待遇改善や正社員化の促進、職業訓練の充実、賃金の引き上げ等により未婚の若者の雇用を改善し、将来の生活不安を解消して結婚に踏み切れるようにする政策が必要である。そのほかに、仕事と子育て両立支援に加え、結婚や出産の理由でキャリアを中断・復帰した女性の待遇改善等により、結婚・出産と就業の二者択一関係を解消し、結婚の機会費用を下げることは重要である。以上のことから、中国は今後、出産や育児への公的な経済支援、支援対象を拡大するほか、結婚支援・奨励政策を作ることとも必要であると提示した。そのほかに、女性従業員のための環境整備、戸籍管理制度の改正、都市と農村部および地域間の特性への配慮といった三つのアプローチから、中国への政策提案を述べた。

最後に、本稿に残された課題について述べておきたい。まず、本稿では、5つの代表地域という限定的な地域における「一人っ子政策」の変遷が出生に影響を与えないことを示した。したがって、本稿が示した推定結果のみでは、全国範囲で「一人っ子政策」の変遷が出生に影響を与えないと断言できない。ロバスト性があるよう、より多くの地域のデータを用いて、今後さらに分析を行う必要がある。

そして、育児休業への経済的支援は、比較対象となるべきである。しかし、各国の状況は違い、単純に支援金額を比較すると、不十分である。今後、比較基準を明らかにした上で、比較を行いたい。そのほかに、労働者個人における意識調査を行い、主観的な評価を得ることは重要である。このことは、政策の導入、実施をしていく上で、参考になるだろう。今後、複数の国を対象となる調査結果を用いて分析を行いたい。

また、中国における産前産後休暇、育児休暇所得率のデータを調査し明記すべきということである。法政策の改正は2021年末～2022年になっているので、本稿を執筆した時点までは、信憑性がある統計データは見当たらない。また、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式（慣行）があることは否認できない。その慣行は関連法政策の形成、発展にどのような影響を与えているかを今後の課題としたい。

※11 ポイント，1行38字，1頁38行